

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課
農林水産技術会議事務局 研究推進課
農産局 技術普及課）

項目名	スマート農業技術等を活用した生産性の高い食料供給体制の確立に向けた税制上の所要の措置											
税目	所得税・法人税、登録免許税											
要望の内容	<p>人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、①スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、②生産者・農協、サービス事業体、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革（栽培体系の見直し、サービス事業体の活用等）などの取組を促進する仕組みについて検討する必要がある。</p> <p>このため、こうした仕組みの法制化（計画認定制度の創設）を前提に、認定を受けた計画に従って行う設備・施設等の整備や、会社の設立、出資の受入れ、それに伴う不動産の所有権の移転等について、税制上の特例を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="903 913 1505 1081"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>人口の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術革新の進展その他の我が国農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生産性の向上に不可欠であるスマート農業技術を導入して農産物の生産、流通及び販売の方式の革新を図ることの重要性が増大していることに鑑み、生産方式等革新を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後20年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める70歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがある。</p> <p>人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術や品種の開発・実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等をはじめとする新技術の現場導入を一層加速することが不可欠となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等においても、「産学官連携による新技術開発と生産・流通等の方式の変革を促進する仕組みの検討やスマート農林水産業の実装の加速化（中略）等を進める」と位置付けられているところである。</p> <p>このため、スマート農業技術等の新技術の研究開発及びその成果の実用化と、新技術に対応するための生産・流通・販売方式の変革を一体的に推進する制度を創設し、税制上の特例を設けることにより、これらの取組を促進する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(大目標) 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>(中目標) 農業の持続的な発展</p> <p>(政策分野) 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 2-⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進 2-⑪ イノベーション創出・技術開発の推進</p>
		政策の達成目標	スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	認定を受けた事業計画に従い、設備投資や会社の設立等を行う事業者に対し税制上の特例措置を講ずることは、これらの者の資金繰りを緩和させる効果があるため、新技術の研究開発及びその成果の実用化と、新技術に対応するための生産・流通・販売方式の変革に踏み切ることに繋がり、ひいては、生産性の高い食料供給体制の確立に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	スマート農業の総合推進対策 (令和5年度当初予算：1,196百万円)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業は、スマート農業技術の開発・実証や環境整備等を支援するものであり、税制上の措置を講ずることで、予算措置と相まって、スマート農業技術の実用化やその効果的な導入が図られ、政策目的の達成に資するものとなる。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>税制上の特例措置については、生産性の高い食料供給体制の確立に向けた設備投資や会社の設立、出資の受入れ等を促すための事業計画を国が認定した場合に限り、適用することとしており、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—	
<p>これまでの要望経緯</p>		—	

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省 経営局 農地政策課)

項目名	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置		
税目	登録免許税 (租法 77 条の 2)		
要望の内容	<p>〈制度の概要〉 農地中間管理機構 (機構) が、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合には、当該土地の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、取得後 1 年以内に登記を受けるものに限り、1,000 分の 10 とする。</p> <p>〈要望の内容〉 2 年間延長する。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 我が国の農業の成長産業化を図るため、機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めている。機構は、担い手の農地利用の集積・集約化を図るため、複数の所有者から農地を借り受けまとまった形にして転貸できるリース方式を中心に、農地の権利移転を行っている。</p> <p>一方で、北海道のように農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、従来同様、売買による農地の集積も円滑に進むようにしていく必要があることから、機構は農地売買等事業を行えるよう法律上措置されている (農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号) 。</p> <p>農地売買等事業は、機構自らが取得した農地を利用することを目的としておらず、離農者等から機構が農地を買い入れ、中間保有を行った後に、規模拡大を志向する担い手へ売り渡す事業であり、本特例措置は、機構が農地を取得する際の費用を軽減し、担い手に対する売渡価格への転嫁を軽減することで、当該事業の円滑な推進に寄与している。</p> <p>また、令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 56 号) において、</p> <p>ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、</p> <p>イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく</p> <p>こととしたところであり、これまで以上に売買も含め機構を介した農地の権利移動を強力に推進することとしたため、当該施策は継続する必要がある。</p> <p>② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 食料・農業・農村基本法 (平成 11 年法律第 106 号)</p> <p>(望ましい農業構造の確立)</p> <p>第 21 条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応</p>		

じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

(援助)

第31条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

エ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

13. 地方創生

(2) 農林水産業の成長産業化による活力のある農山漁村の実現

ii) 農業の生産基盤の強化

① 生産基盤の確保・強化

(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等)

・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

オ 食料・農業・農村政策の新たな展開方向

(令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(1) 多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体（効率的かつ安定的な経営体）」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、以下の施策を講ずる。

① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、

② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等（略）

カ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 世界的な食料争奪の激化等、食料安全保障上のリスクが高まる中、我が国の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を具体化するとともに、食料・農業・農村基本法について、本年度中の改正案の国会提出に向け、基本理念を含め見直しの検討を加速化させる。食料安全保障の強化に向け、（中略）、担い手への農地の集積・集約化、（中略）等を進める。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保																
		政策の達成目標	全農地面積の8割が担い手によって利用される。 ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討																
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長																
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する面積の割合を全農地の8割（現状は約6割）に拡大していく。																
	政策目標の達成状況	令和5年3月末における担い手への農地集積率は約6割（59.5%）となっている。																	
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数（機構）</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>2,372</td> <td>2,414</td> <td>2,386</td> </tr> <tr> <td>減収額（万円）</td> <td>856</td> <td>872</td> <td>853</td> </tr> </tbody> </table>		R5年度	R6年度	R7年度	適用法人数（機構）	35	35	35	適用件数（件）	2,372	2,414	2,386	減収額（万円）	856	872	853
			R5年度	R6年度	R7年度														
		適用法人数（機構）	35	35	35														
	適用件数（件）	2,372	2,414	2,386															
	減収額（万円）	856	872	853															
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手への農地集積・集約化の機能を有する機構が、所有者から取得した農地を担い手に売り渡すことにより、担い手の経営規模の拡大、農地の利用集積の促進に寄与するものである。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	機構が農地を取得する場合の納税義務の免除等（不動産取得税、地法73条の27の6①）																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和5年度予算額40億円の内数）																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は取得後の登録免許税を軽減するという役割分担となっている。																	
	要望の措置の妥当性	機構が行う農地売買等事業は、機構を仲介することで担い手への農地集積・集約化を円滑に進めることを目的としている。一方で、機構が農地等を取得した際の登録免許税については、担い手への売渡価格に転嫁されてしまうことから、担い手の費用負担を極力軽減するために本特例措置を講じることは妥当と考えている。 また、本特例措置の適用対象は、機構が買い入れた農用地区域内の農地等に限定されており、政策目的の達成のための必要最小限の措置となっている。																	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績等																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元年度 (実績)</th> <th>R2年度 (実績)</th> <th>R3年度 (実績)</th> <th>R4年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数 (機構)</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>2,366</td> <td>2,246</td> <td>2,500</td> <td>2,371</td> </tr> <tr> <td>減収額 (万円)</td> <td>752</td> <td>807</td> <td>931</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>		R元年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (推計)	適用法人数 (機構)	35	35	34	35	適用件数 (件)	2,366	2,246	2,500	2,371	減収額 (万円)	752	807	931	830
		R元年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (推計)																	
	適用法人数 (機構)	35	35	34	35																	
	適用件数 (件)	2,366	2,246	2,500	2,371																	
減収額 (万円)	752	807	931	830																		
	※条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額（法務省・登記統計）により令和3年度までの実績が公表されている。																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																					
租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>令和2年における農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動面積（フロー）は約12万haであり、そのうち有償所有権移転による面積は約2.7万ha、権利移動面積の2割を占め、令和2年度の機構の売買面積も7.4千haと、権利移動の面積の約1割（有償所有権移転面積の約3割）を占めている。</p> <p>特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入のニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。</p> <p>本特例措置は、機構の登録免許税の負担を軽減し、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することで集積を円滑に進められることから、手段として有効である。</p> <p>※農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動面積（フロー）及び有償所有権移転面積は、令和2年農地の移動と転用（権利移動・借賃等調査）より算出。 ※機構の買入実績は、農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和2年度）より。</p>																					
前回要望時の達成目標	今後10年（令和5年度まで）で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度末時点における担い手への農地集積面積は257.4万ha、全耕地面積（432.5万ha）に占める割合は約6割（59.5%）にとどまっており、今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。																					
これまでの要望経緯	平成26年度 創設 平成28年度 2年延長 平成30年度 2年延長 令和2年度 2年延長 令和4年度 2年延長																					

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省輸出・国際局輸出支援課）

項 目 名	輸出事業用資産の割増償却		
税 目	所得税・法人税（租法第13条の2、第46条の2）		
要 望 の 内 容	<p><制度の概要> 認定輸出事業者が輸出事業計画に従って輸出事業用資産（機械装置、建物等）を取得等して、輸出事業の用に供した場合、当該資産について最大5年間の割増償却ができる。 （機械装置 30%、建物・附属設備、構築物 35%）</p> <p><要望の内容> 適用期限を2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （－ 百万円） （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の農林水産業及び食品産業では、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い、食の市場規模は拡大傾向にある。このため、我が国の農林水産業者の所得を向上し、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得することが不可欠である。</p> <p>食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のための課題として、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとされた。</p> <p>このため、昨年10月に施行された改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図ることとされ、同法の施行に合わせて実施された輸出関係閣僚会議においては、2025年2兆円目標の前倒しを目指すこととしており、上記課題を克服するための支援策等は喫緊の課題である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特に、新たに輸出に取り組む事業者にとっては、投資から資金回収まで長期間を要するため、輸出関連設備の投資判断においては、その投資に関連した輸出事業の開始（拡大）に伴う資金繰り悪化が障害となっている。このため、輸出拡大に資する設備投資に関し、資金繰りを改善するための税制上の特別措置を講ずることは、輸出に取り組む事業者による設備投資を促すとともに、その設備投資を基軸とした輸出関係者が一体となって課題を解決することで、更なる輸出拡大を推進していく必要がある。</p> <p>そのため、租税特別措置の延長を要望する。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

	政策の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円とする。
	政策目標の達成状況	2022年における農林水産物・食品の輸出額：1兆4,140億円
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度 61件 令和6年度 122件 令和7年度 183件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画（設備投資計画）に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特別措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の資金繰りを緩和させる効果があるため、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにつながり、ひいては輸出拡大に資することから、目標実現を図るための施策として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援する。（令和6年度予算概算要求額 152 百万円、令和5年度予算額 152 百万円、令和4年度補正予算額 6,000 百万円） 農産物等輸出拡大施設整備事業 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援する。（令和4年度補正予算額 5,000 百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記補助金と本特別措置は重複して利用できないようにしている。

		要望の措置の妥当性	改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画（施設整備計画）に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特別措置を講じることは、これらの事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに関わり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。また、政策が浸透し、活用予定（検討含む）の事業者の数が増えてきていることから、本政策は存置する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	[適用件数] 令和4年度 0件（60件） [減収額] 令和4年度 0百万円（48.3百万円）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいため、本特別措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなる。税制適用を前提とした事業者の数が増えてきている現状があり、今後も増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。
		前回要望時の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標の達成に向け、2022年には輸出額が過去最高の1兆4,140億円に達した（2021年比14.3%、額では1,766億円の増加）。今後、2025年の輸出額2兆円を達成するためには、年間約12%輸出額を増加させる必要があるところ、2023年1～6月の輸出実績は7,144億円増加（対前年比+9.6%）に留まり、令和6年度以降も税制の特例による事業者の負担軽減等を通じて輸出の取組を後押しすることが不可欠。
	これまでの要望経緯	令和4年度創設	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課）

項目名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却		
税目	所得税・法人税（措法11の4、44の4）		
要望の内容	<p>【要望の内容】 適用期限を2年延長する。</p>		
	<p>（現行制度の概要） 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、次の措置を講ずる。</p> <p>① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる。</p> <p>※1 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な設備等</p> <p>② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産※2の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる。</p> <p>※2 基盤確立事業用資産 ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等</p>		
	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円</p> <p>（ － 百万円）</p> <p>（ － 百万円）</p>	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、気候変動や生物の多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化している。将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境負荷を低減することが重要であり、環境と調和のとれた食料システムを確立することが必要である。</p> <p>このため、農林水産省においては、令和3年に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定した。また、みどり戦略の着実な実施のため、令和4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行された。みどりの食料システム法では、農林漁業に由来する環境負荷の低減の取組を行う農林漁業者及びその基盤を確立する事業者等に関する計画の認定制度が設けられた。</p> <p>こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）」においては、「食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進する（中略）みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。」とされ、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日閣議決定）」においては、「みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野での「J-クレジット」の活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。」こととされ、生産現場における化学肥料・化学農薬の利用の低減や、その際に必要な新技術を普及するための基盤を確立することが極めて重要となっている。</p> <p>更に、令和5年における策定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）」においては、「農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本」とするとされており、みどりの食料システム法に基づく取組の促進の重要度が増している。</p> <p>みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者が、必要な設備等の導入を円滑に進め農業の持続性の確保を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠である。</p>		
	今 回 の 要 望 （	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け

		《政策分野》 ⑫環境政策の推進
	政策の達成目標	本特例措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、2030年までに化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減（2019年農薬年度比）、化学肥料使用量を20%低減（2016年比）、有機農業の取組面積を6.3万haとする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	みどりの食料システム法に基づき、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組を促進する。
	政策目標の達成状況	現在、2021年（令和3年）実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年（令和4年）以降の実績については未確定。一方で、令和4年度においては、本税制を活用しながら、化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画等を認定したところであり、これにより農業者の化学肥料の使用低減の実現に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度 218件 令和6年度 413件 令和7年度 610件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は特別償却を可能としており、これにより、農業者及び事業者は環境負荷低減やその基盤の確立に向けて投資を行う初年度において、税負担軽減による資金繰りの緩和（資金繰りやキャッシュフローの改善）を図ることが可能であり、投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、幅広く農業者及び事業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件を満たすものに限定することにより、生産性向上に資する投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	みどりの食料システム法に基づき認定を受けた基盤確立事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援。なお、農業者が環境負荷低減事業活動用資産を導入する場合については、支援対象外。（令和6年度概算要求においても同様）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の措置については、農業者の環境負荷低減の取組に必要な機械・資材を広域的に流通させる基盤確立事業者のうち、モデル的な者に対して取組を補助するものである。一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることによって政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 令和4年度 3件(一)</p> <p>【減収額】 令和4年度 11百万円(一)</p> <p>※ 適用件数及び減収額は、みどりの食料システム法が施行(令和4年7月)されてから令和5年3月31日までに適用を受けるという計画の認定を受けた事業者等の適用見込件数である。</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果に関する報告書(令和5年提出)は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度において適用を受けた法人税関係特別措置についてまとめたものであり、本税制の適用後の調査結果は現時点で存在しない。</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>環境負荷低減の取組やその基盤を確立する事業に必要な機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置により機械等の導入を行った際の税負担を軽減することは、農業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなる。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制は、令和4年7月にみどりの食料システム法と同時に施行しているが、環境負荷低減事業活動実施計画等の認定は都道府県の基本計画が作成された令和5年4月から全国的に本格スタートし、基盤確立事業実施計画の認定は国の基本計画が策定された令和4年9月にスタートしたところ。 今後、みどりの食料システム法に基づき、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組及びその基盤を確立する事業活動を促進する。</p>

これまでの 要望経緯	令和4年度創設
---------------	---------

項目名	山林所得に係る森林計画特別控除														
税目	所得税（措法30の2）														
要望の内容	<p>〈制度の概要〉 個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、所得の金額の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%に相当する金額（収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額については10%に相当する金額）又は収入金額の50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として総収入金額から控除することができる。</p> <p>〈要望の内容〉 山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">－</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円		（制度自体の減収額）	（	－	百万円）	（改正増減収額）	（	－	百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円													
（制度自体の減収額）	（	－	百万円）												
（改正増減収額）	（	－	百万円）												
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>森林経営計画の策定により、計画的かつ合理的な森林の整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。</p> <p>我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、効率的かつ安定的な森林経営に向けて、森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的かつ持続的な施業の実施の定着を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の森林の所有は小規模・分散的で、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが困難である場合が多く、こうした森林所有者をとりまとめ、森林を面的にまとめて持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、森林経営計画の策定を推進する必要がある。</p> <p>一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐などの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期等が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。</p> <p>また、森林吸収量の増大に向け、2050カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略やみどりの食料システム戦略等において、再造林の推進に向けて各般の取り組みを行うこととしており、森林法施行規則の改正により、令和4年4月から「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定し、森林経営計画の認定要件に特定区域内における再造林を義務付けた。</p> <p>このように、再造林の促進にも森林経営計画制度が大きく貢献していくところであり、森林経営計画の作成にインセンティブを与え、計画に従った伐採や伐採後の更新を図る上で、森林計画特別控除の必要性はより高まっている。</p> <p>なお、森林経営計画が作成された森林は、農林水産省の政策目標の1つである「森林の経営管理の集積等」において、「私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積」にカウントしている。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p>								
		政策の達成目標	私有人工林の5割(310万ha)を令和10年度までに集積・集約化する。								
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年1月1日～令和8年12月31日								
		同上の期間中の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合 令和8年度 92%								
	政策目標の達成状況	年度ごとの目標値(%)									
		区分	H27年度 (基準値)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86	89
	有効性	要望の措置の適用見込み	区分	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)				
			適用件数 (件)	1,975	2,030	2,093	2,164				
			減税額 (百万円)	52	54	55	57				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用件数は年間1千件を超え、対象者は全国の森林所有者となっており、本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促進されている。								
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし								
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし								

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の適切な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例措置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。</p> <p>また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。</p>																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数 (人)</td> <td>1,674</td> <td>1,726</td> <td>2,109</td> <td>1,941 (1,836)</td> <td>1,875 (1,882)</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>1,674</td> <td>1,726</td> <td>2,109</td> <td>1,941 (1,836)</td> <td>1,875 (1,882)</td> </tr> <tr> <td>減税見込額 (百万円)</td> <td>53</td> <td>25</td> <td>47</td> <td>50 (43)</td> <td>67 (44)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計。括弧内の数値は、前回要望の見込み。</p>	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	対象者数 (人)	1,674	1,726	2,109	1,941 (1,836)	1,875 (1,882)	適用件数 (件)	1,674	1,726	2,109	1,941 (1,836)	1,875 (1,882)	減税見込額 (百万円)	53	25	47	50 (43)	67 (44)
	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																				
	対象者数 (人)	1,674	1,726	2,109	1,941 (1,836)	1,875 (1,882)																				
	適用件数 (件)	1,674	1,726	2,109	1,941 (1,836)	1,875 (1,882)																				
	減税見込額 (百万円)	53	25	47	50 (43)	67 (44)																				
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>－</p>																								
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、立木の販売にかかる森林所有者負担を軽減させ、森林経営計画の作成と継続を促進するとともに、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全が推進され、森林の有する多面的機能の発揮が期待される。</p>																									
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合の向上</p>																									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和10年度100%の目標に対して、令和3年度現在82%となっている状況（令和3年度時点の目標に対する割合の計画値は79%であり、達成度合は130%となっている）。</p>																									
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和42年 制度創設（時限措置：2年又は3年毎に延長） 平成26年度税制改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置 平成27年度税制改正にて3年延長及び控除率の見直し 平成29年度税制改正にて森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置 平成30年度税制改正にて2年延長 令和2年度税制改正にて2年延長 令和4年度税制改正にて2年延長</p>																									

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 水産庁 計画課）

項目名	漁港水面施設運営権の創設に伴う税制上の所要の措置	
税目	複数税目	
要望の内容等	<p>近年の水産物消費の減少等に対応し、漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港漁場整備法の一部改正を行い、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る「漁港施設等活用事業」制度を創設し、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業の実施を推進する。</p> <p>漁港区域内の一定の水域において、漁港施設等活用事業として遊漁や漁業体験活動等を行う事業者に対し、長期安定的に水面を占有して施設を設置し運営するための権利として、「漁港水面施設運営権」の設定を行うことを可能とする。漁港水面施設運営権は物権とみなし、抵当権の設定など土地に関する規定を準用し、権利の設定期間を最大10年間（漁港施設等活用事業の計画期間の範囲内で更新可能）としている。</p> <p>「漁港水面施設運営権」について、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権等の他のみなし物権と同様に、以下の通り、税制上の所要の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法、所得税法上 ⇒減価償却資産（無形固定資産）として位置づけ （法人税法施行令、所得税法施行令、減価償却資産の耐用年数等に関する省令等） ・消費税法上 ⇒調整対象固定資産（無形固定資産）として位置づけるとともに、資産が所在していた場所を明確に位置づけ。 （消費税法施行令） 	
	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円</p> <p>（－ 百万円）</p> <p>（－ 百万円）</p>

(1) 政策目的

近年の水産物消費の減少等の課題に対応し、漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、「漁港施設等活用事業」制度を創設し、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を通じて、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進する。

(2) 施策の必要性

今回の漁港漁場整備法の改正では、漁港区域内の一定水域において、遊漁や漁業体験、海洋環境の観察等の活動を行う事業者に対し、長期安定的に水面を占有して施設を設置し運営するための権利として、「漁港水面施設運営権」の設定を可能とする制度を創設することとしている。

当該権利は物権とみなされ、漁業権や公共施設等運営権、樹木採取権と同様に、事業の実施に係る摩擦・妨害に対して自ら妨害排除ができるとともに、権利そのものが抵当権の対象となるため、事業の実施に当たって円滑な資金調達を行う事が期待される。

当該権利は、事業の用に供されるもので、かつ、時の経過によりその価値が減少するものであり、減価償却資産の要件を満たしていることから、漁業権や樹木採取権と同様に、法人税及び所得税において減価償却資産（無形固定資産）として位置づけ、毎年の償却額を控除額として算入し、価値に応じた適切な課税額の設定を行う必要がある。

また、消費税においても、権利の売買により課税売上高分の消費税額を納税する場合において、後の課税売上割合の変動に応じて適切な控除額の調整を行うため、漁業権や樹木採取権と同様に、調整対象固定資産として位置づける必要がある。

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給確保と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 水産業の成長産業化の実現 漁村の活性化の推進</p> <p>○ 水産基本計画（令和4年3月閣議決定） Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備 （2）水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備 また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として圏域計画に新たに位置付け、養殖適地拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進する。加えて、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図る。</p> <p>Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進 1 浜の再生・活性化 （2）海業等の振興 漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業（うみぎょう）等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業（うみぎょう）等に利活用しやすい環境を整備する。</p> <p>（3）民間活力の導入 海業（うみぎょう）等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展、集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進める。また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図る。 また、漁業所得の向上を目指す浜プランに基づく取組と併せ、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を活用する仕組みの利用促進を図る。</p> <p>○ 漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定） 第2 実施の目標及び事業量 3 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上 （1）実施の目標 ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化 （目指す姿） 海や漁村に関する地域資源を活かした海業（うみぎょう）等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	---

		<p>(具体の施策) (ア) 漁港の利用適正化による活用促進 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受け入れなど海業(うみぎょう)等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における海業(うみぎょう)等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。また、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。</p>
	政策の達成目標	—
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	約10件/年
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

項 目 名	厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し		
税 目	法人税 (法令第 5 条)		
要 望 の 内 容	<p>厚生農業協同組合連合会 (以下「厚生連」という。) が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件のうち、差額ベッドに関して以下の事項が設定されている。</p> <p>① 全病床に占める差額ベッドの割合が 30% 以下 ② 差額ベッドの料金の平均金額が 5,000 円以下</p> <p>上記①の要件について、厚生連が「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」 (平成 18 年厚生労働省告示第 107 号) による差額ベッド割合 (全病床に占める差額ベッドの割合が 50% 以下) によって運用できる要件に見直すこと。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(百万円)
	(改正増減収額)	(百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	<p>組合員及び地域住民が日々健やかに生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉の事業を通じて支援を行うことにより、地域社会の発展に貢献する。</p>		
	(2) 施策の必要性		
	<p>厚生連は、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担うといった公益性を有している。また、先般の新型コロナウイルス感染症の拡大時にも、全国の厚生連において道県の要請を受け、積極的な患者の受入れを行ってきたところである。</p> <p>患者の受入れ時には、院内感染対策の観点から個室での療養を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大時は個室が不足し、やむなく多床病室を個室として使用することとなり、絶対的な病床数の減少により一般患者の受入れに影響が出るといった実態があった。</p> <p>このような中、令和 4 年 12 月 9 日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 96 号) による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) (以下「改正後の感染症法」という。) には、都道府県と医療機関の協定の仕組みが創設され、厚生連を含めた公的医療機関等については、感染症発生・まん延時において医療の提供に関して講ずべき措置 (病床の確保等) が義務づけられた。</p> <p>一般的に個室が多いとゾーニング等も容易であり、院内感染対策として優れているが、厚生連については、法人税の非課税措置の要件として、差額ベッド割合が 30% 以下とされている。感染対策上必要な個室を整備する上で、この要件が障壁とならないよう、改正後の感染症法の規定に基づき一定の取組を行う厚生連が他の公的医療機関等と同様に「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」による差額ベッド割合 (全病床に占める差額ベッドの割合が 50% 以下) で運用できるよう要件を見直す必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 農業の持続的な発展 ≪政策分野≫ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	改正後の感染症法の規定に基づき一定の取組を行う厚生連
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新興感染症に対応する環境（個室療養）が整備されることにより、農村地域において、感染症発生時を含めて低廉かつ十分な医療が維持される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においては、非収益事業所得は法人住民税・事業税非課税となるためこれらの税目について要望する。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新興感染症への対応に向けて個室の整備を進めるに当たり、厚生連に係る非課税措置の要件である差額ベッド割合が支障とならないように見直すという、必要最小限の措置であることから妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成9年度 差額ベッド料金の平均4,000円以下 → 5,000円以下 平成13年度 全病床に占める差額ベッドの割合20%以下 → 30%以下	

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(農林水産省経営局金融調整課)

項目名	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置							
税目	法人税 (租税特別措置法第 66 条の 5 の 2、3)							
要望の内容	金融機関の取引実態や市場の変動に柔軟に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。							
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	百万円	(改正増減収額)	(—)	百万円	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	百万円						
(改正増減収額)	(—)	百万円						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>OECD では、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) に対処するため、平成 24 年より BEPS プロジェクトを立ち上げた。</p> <p>過大支払利子税制は、BEPS 対応の一環として、純支払利子等 (=支払利子等 - 受取利子等) の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度であり、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当税制の目的は所得金額に比して過大な利子の支払いによる租税回避 (例: 海外からの借入れを原資に低税率国籍の法人への投資を行い、その配当で利益を上げる一方、借入利息の支払いが損金算入されることを利用し我が国における納税を減らすこと) を防止することである。</p> <p>一方で、市場から外貨を調達 (円をドル等に交換) して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっているため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講じる必要がある。</p>							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
		政策の達成目標	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、金融機関の経営の健全性を高めることに寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することができるため妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）								
税目	所得税								
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <p>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</p> <p>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</p> <p>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="901 795 1487 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲8,240 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲8,240 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲8,240 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創出による需要の開拓</p>
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：93万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,493万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課）

項目名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長								
税目	法人税（租税特別措置法第66条の10、 租税特別措置法施行令第39条の21）								
要望の内容	<p>【特例の概要】</p> <p>技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳した場合には、減額した金額を損金に算入する。</p> <p>【要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限について令和9年3月31日まで3年間延長する。 <table border="1" data-bbox="874 831 1489 999"> <tr> <td data-bbox="874 831 1198 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1198 831 1489 891">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 891 1198 952">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1198 891 1489 952">（▲100 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 952 1198 999">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1198 952 1489 999">（— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲100 百万円）	（改正増減収額）	（— 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（▲100 百万円）								
（改正増減収額）	（— 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>技術研究組合は、複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった半導体分野等の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。</p> <p>技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることで、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。</p> <p>技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。</p>								

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑪イノベーション創出・技術開発の推進</p> <p>■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進</p> <p>権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>■統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）</p> <p>（3）イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（資金循環の活性化による研究開発投資の拡大）</p> <p>第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBI R制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。（以下略）</p>
			<p>政策の達成目標</p> <p>技術研究組合は、イノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものである。</p> <p>本制度の目標は、本税制適用期間中に、技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させることである。</p>
			<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）</p>

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>技術研究組合の新設により、技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																														
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○技術研究組合の新設数と事業費 令和3年度から令和5年度の技術研究組合の新設数は12件と目標(12件)を達成。他方、同期間中の事業費総額は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間(平成30年度から令和2年度)の事業費総額よりも下回っている。</p> <table border="1" data-bbox="549 573 1476 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> <td>42,551</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費(百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>設立組合数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年3月までに設立された全組合を対象にした経産省調査に基づき算出。 ※令和5年度の設立組合数は7月末現在の実績、組合数は7月末現在における見込み。</p>	区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551	1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686	747	設立組合数	6	3	4	6	2	組合数	56	55	57	55	57
区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)																												
事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551																												
1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686	747																												
設立組合数	6	3	4	6	2																												
組合数	56	55	57	55	57																												
		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>○適用件数の見込み</p> <table border="1" data-bbox="549 1151 1476 1317"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">過去の実績</th> <th rowspan="2">令和5年度(見込み)</th> </tr> <tr> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和1～3年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ※令和4、5年度については、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</p>	区分	過去の実績				令和5年度(見込み)	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	9														
区分	過去の実績				令和5年度(見込み)																												
	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
適用件数(組合数)	14	12	11	15	9																												
<p>有効性</p>		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に、組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p>																														

		<p>※令和5年度経産省調査より算出。 押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額 ①押し上げ額：各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ②減収額：利益法人の適用額×法人税率(23.2%)</p>																						
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																						
	要望の措置の妥当性	<p>制度創設後 10 年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は、幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度から令和5年度までの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p>																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度(推計)</th> <th>令和5年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>90</td> <td>25</td> <td>124</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(推計)	令和5年度(見込み)	適用件数(組合数)	14	12	11	15	9	適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985	1,129	減収額(百万円)	90	25	124
区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(推計)	令和5年度(見込み)																			
適用件数(組合数)	14	12	11	15	9																			
適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985	1,129																			
減収額(百万円)	90	25	124	77	89																			

		<p>※令和1～3年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。</p> <p>※令和4、5年度は、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p> <p>減収額算定式は、適用額×法人税率（23.2%）×係数（0.338）。</p> <p>減収額の算定における係数は、令和1～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出（各年度の利益法人の適用額／適用額合計の平均）。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>①租税特別措置法の条項：第66の10</p> <p>②適用件数：11件（令和3年度）</p> <p>③適用額：609百万円（令和3年度）</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制があったことにより、技術研究組合による試験研究が円滑に実施できた、等の意見が多数存在することから、本税制の存在は、「技術研究組合の新設数と事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であると考えるところ。</p> <p>技術研究組合の事業費は、令和5年度（約412億円）は、令和4年度（約377億円）より増加する見込みである。</p>
	前回要望時の達成目標	本税制の適用期間中に技術研究組合を12件新設することにより、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年度から令和5年度までの新設技術研究組合数は12であったが、事業費は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間よりも下回っている。
	これまでの要望経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで）</p> <p>昭和60年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>昭和62年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成元年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成3年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成5年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成7年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成9年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成11年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成13年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成15年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成17年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成19年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>平成21年度 適用期限延長（2年間）</p> <p>[平成21年6月 鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]</p>

	<p>平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限延長（2 年間）</p> <p>平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外</p> <p>平成 30 年度 適用期限延長（3 年間）</p> <p>令和 3 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外</p>
--	---

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項 目 名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2		
要 望 の 内 容	適用期限を 3 年延長する。（令和 9 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。

(2) 施策の必要性

中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。

一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することが困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

第 2 章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 1 食料の安定供給の確保 ≪政策分野≫ ① 新たな価値の創出による需要の開拓
		政策の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
		政策目標の達成状況	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和 3 年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制によって中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67 億円の内数、令和 5 年度当初予算 157 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
要望の措置の妥当性		M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用数】</p> <p>令和3年度 92件 令和4年度 98件 令和5年度 78件（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p> <p>【減収額】</p> <p>令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、創設当時から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、引き続きリスクが伴う状況。
これまでの要望経緯	令和3年度 創設	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長		
税 目	登録免許税（租税特別措置法第80条第1項）		
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の特例措置について、 中堅・中小規模の事業者による事業規模拡大等目的としたグループ化を促進を するための措置等を講じるとともに、適用期限を令和9年3月31日まで延長す る。		

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、それに伴い新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編に伴い課税される登録免許税を軽減するものである。</p> <p>グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不連続の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。</p> <p>特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれまで以上に重要になっている。</p> <p>こうした中、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押してきたが、日本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあるものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。「経済産業政策新機軸部会 中間整理（令和4年6月13日公表）」では、PBR1を割る企業が東証一部上場企業の半数近くを占めるなど、企業価値を十分伸ばしきれていない現状を踏まえ、企業価値創造に向けた意識改革が必要であり、事業ポートフォリオの見直しとこれに応じた事業再編の実行を随時行うことが重要であることから、事業再編実務指針を参考に、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について検討し、公表することを企業に求めることとしている。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生産性向上を推進していく必要がある。</p> <p>また、我が国の産業競争力をさらに加速していくためには、大企業を上回る売上高等の伸びがあるなど、日本経済・地域経済の牽引役として期待される中堅・中小企業の成長を後押しすることが重要である。このため、成長志向の中堅・中小企業が規模拡大等を目的として、複数の事業者を合併等によりグループ化し、経営効率化や経営資源の集約化によるシナジー効果を発揮していく取組を重点的に支援することが重要である。</p> <p>以上の理由から、中堅・中小規模の事業者による規模拡大等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。</p>
---	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 1 食料の安定供給の確保 ≪政策分野≫ ①新たな価値の創出による需要の開拓
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和8年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和5年度より2%ポイント、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和5年度より5%向上させる。
	政策目標の達成状況	○ROIC（投下資本利益率）の実績 2019年度（令和元年度）10.2% 2020年度（令和2年度）9.4% 2021年度（令和3年度）9.5% ※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 $ROIC = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{有利子負債残高} + \text{自己資本})$ ○有形固定資産回転率の実績 2019年度（令和元年度）2.84 2020年度（令和2年度）2.57 2021年度（令和3年度）2.64 ※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 $\text{有形固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{有形固定資産} + \text{ソフトウェア}$	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度 22件程度/年 ※既存制度による件数のみ
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現在までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画124件のうち、123件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとすることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	債権放棄時の資産評価時の損金算入、認定株式分配に係る課税の特例																																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																												
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。</p> <p>本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>																																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（123件）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（123件）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製造業</td><td>43</td></tr> <tr><td>金融業、保険業</td><td>19</td></tr> <tr><td>運輸業、郵便業</td><td>11</td></tr> <tr><td>卸売業、小売業</td><td>9</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>8</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>7</td></tr> <tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>7</td></tr> <tr><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>6</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>6</td></tr> <tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>4</td></tr> <tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>2</td></tr> <tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	14	14	9	16	8	11	11	19	21	業種	件数	製造業	43	金融業、保険業	19	運輸業、郵便業	11	卸売業、小売業	9	電気・ガス・熱供給・水道業	8	建設業	7	不動産業、物品賃貸業	7	生活関連サービス業、娯楽業	6	情報通信業	6	宿泊業、飲食サービス業	4	サービス業（他に分類されないもの）	2	学術研究、専門・技術サービス業	1
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																																				
14	14	9	16	8	11	11	19	21																																						
業種	件数																																													
製造業	43																																													
金融業、保険業	19																																													
運輸業、郵便業	11																																													
卸売業、小売業	9																																													
電気・ガス・熱供給・水道業	8																																													
建設業	7																																													
不動産業、物品賃貸業	7																																													
生活関連サービス業、娯楽業	6																																													
情報通信業	6																																													
宿泊業、飲食サービス業	4																																													
サービス業（他に分類されないもの）	2																																													
学術研究、専門・技術サービス業	1																																													

		<p>【減収額（見込み含む）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014</td> <td>2015</td> <td>2016</td> <td>2017</td> <td>2018</td> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> </tr> <tr> <td>1,978</td> <td>14,420</td> <td>2,135</td> <td>2,468</td> <td>546</td> <td>4,236</td> <td>5,455</td> <td>3,398</td> <td>4,556</td> </tr> </table> <p>※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。</p>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022												
1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556												
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。</p> <p>昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和4年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。</p>																		
	前回要望時の達成目標	<p>令和5年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和3年度より2%ポイント、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和3年度より5%向上させる。</p>																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの10計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰などの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。</p>																		
	これまでの要望経緯	<p>登録免許税率の軽減措置 平成25年度創設（平成26年1月～） 平成28年度2年間延長 平成30年度2年間延長 令和2年度2年間延長 令和4年度2年間延長（生産性の向上要件の見直し）</p> <p>（同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成11年度 創設 平成12年度 税率引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長（但し平成18年以後、一部縮減） 平成19年度 措置拡充（対象計画追加） 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成22年度 1年間延長 平成23年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成24年度 1年間延長</p>																		

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長			
税目	登録免許税（租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第5項）			
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。（令和8年3月31日まで）</p> <p>【制度概要】 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税を以下のとおり軽減する。</p>			
		通常税率	計画認定による 軽減税率	
	不動産の所有権 移転の登記	合併による移転 の登記	0.4%	0.2%
		分割による移転 の登記	2.0%	0.4%
		その他の原因に よる移転の登記	2.0%	1.6%
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲17 百万円) (— 百万円)		

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。</p> <p>他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。</p> <p>このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）</p> <p>地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。</p>
---	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓</p>																				
		政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。																				
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）																				
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ																				
		政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>2014</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>2015</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>2016</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>2017</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>2018</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>2019</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>2020</td><td>49,698</td></tr> <tr><td>2021</td><td>44,377</td></tr> <tr><td>2022</td><td>49,625</td></tr> </tbody> </table> <p>（資料：東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」）</p>	年	件数	2013	34,800	2014	33,475	2015	37,548	2016	41,162	2017	40,909	2018	46,724	2019	43,348	2020	49,698	2021	44,377
年	件数																						
2013	34,800																						
2014	33,475																						
2015	37,548																						
2016	41,162																						
2017	40,909																						
2018	46,724																						
2019	43,348																						
2020	49,698																						
2021	44,377																						
2022	49,625																						
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】 令和6年度 2件 令和7年度 2件 （いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p> <p>【減収額】 令和6年度 17百万円 令和7年度 17百万円 （いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p>																					

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上 の措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制）
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数）
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置 の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。 また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	【適用件数】 令和3年度 3件 令和4年度 1件 【減収額（認定実績より推計）】 令和3年度 30百万円 令和4年度 3百万円
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
	前回要望時 の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成30年度 令和2年度 令和4年度</p>	<p>創設 2年延長 2年延長</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課）

項目名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。</p> <p>○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5年間 ○割増償却限度額：・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p>		
	内容	<p>《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条 租税特別措置法第12条、第45条</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。</p> <p>本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、3年間の期間の延長を要望するものである。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系における位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン （平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月21日改訂） II 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産物を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 III 政策の展開方向 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。</p>

			<p>また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、地 域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推 進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を 図る。(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利 地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ かく推進する。(略)</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべ き施策 3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農 業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保 に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設 等と一体的な整備を推進する。 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通 じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の 高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇 用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村 の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい 環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光 農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上 げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進す る。 オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による 農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農 村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等 の地域密着型事業の支援等を実施する。 ③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地 域内で生産された農畜産物や、これを原材料として 地域内で加工された食品等について、地域内の学校 や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での 提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発 を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経 済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確 立する。</p>
		<p>政 策 の 達成目標</p>	<p>上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製 造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡 充(新規雇用の創出)を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中(令和6年度~令和8年 度)に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人 以上とする。</p>
		<p>租税特別措 置の適用又 は延長期間</p>	<p>3年間(令和6年4月1日~令和9年3月31日)</p>
		<p>同上の期間 中の達成 目 標</p>	<p>目標値:本特例の適用期間中(令和6年度~令和8年度)に 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上と する。</p>

	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○前回要望時の目標 (1) 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする (2) 本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p> <p>○達成状況</p> <table border="1" data-bbox="564 338 1441 752"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>▲0.68%</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> <tr> <td>R3・R4平均</td> <td>▲0.55%</td> <td>277人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間（令和3年度・令和4年度）平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を図る必要がある。 	年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R2	▲0.68%	281人	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人	R3・R4平均	▲0.55%	277人																	
年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）																																
R2	▲0.68%	281人																																
R3	▲0.68%	352人																																
R4	▲0.45%	202人																																
R3・R4平均	▲0.55%	277人																																
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>【適用見込（件数・金額）、減収見込み】</p> <table border="1" data-bbox="564 1189 1310 1518"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額（千円）</th> <th>減収見込み（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>89</td> <td>365,167</td> <td>84,719</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>147</td> <td>603,141</td> <td>139,929</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>205</td> <td>841,115</td> <td>195,139</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>263</td> <td>1,079,089</td> <td>250,349</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>290</td> <td>1,189,870</td> <td>276,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。</p> <table border="1" data-bbox="564 1715 1481 2085"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> <th>本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）</th> <th>本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用件数	適用額（千円）	減収見込み（千円）	R4	89	365,167	84,719	R5	147	603,141	139,929	R6	205	841,115	195,139	R7	263	1,079,089	250,349	R8	290	1,189,870	276,050	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）				
年度	適用件数	適用額（千円）	減収見込み（千円）																															
R4	89	365,167	84,719																															
R5	147	603,141	139,929																															
R6	205	841,115	195,139																															
R7	263	1,079,089	250,349																															
R8	290	1,189,870	276,050																															
年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）																															

			見込み	R 5	202 人	102 人	57 人
				R 6	202 人	102 人	57 人
				R 7	202 人	102 人	57 人
				R 8	202 人	102 人	57 人
		※算出方法：各年度について、令和4年度に過疎対策室において実施した調査の新規雇用者数等と同数としている。					
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第24条）					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和6年度概算要求額 8.3億円）					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>過疎地域持続的発展支援交付金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・ 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・ 都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・ 過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>					
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。</p> <p>なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。</p> <p>※1件あたり減収額は約96万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p>					

(令和3年度1件あたり減収額(割増償却分)
29,506千円÷31件=952千円(千円未満四捨五入))

【適用実績(件数・金額)、減収額】

償却方法	年度	適用件数	適用額(千円)	減収額(千円)
特別償却	R2	52 (74)	1,292,148 (1,921,862)	299,778 (445,872)
	R3	31 (0)	901,187 (0)	209,075 (0)
割増償却	R3	31 (142)	127,179 (791,803)	29,506 (183,698)
	R4	89 (284)	365,167 (1,393,856)	84,719 (323,875)

※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等
※令和4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。

《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》
・単年度に新規に適用される件数等で比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかい離した原因となったと思われる。

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。

＜本特例措置の適用の偏りについて＞

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない。

また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は53市町村・27道府県にわたっており、地域的にも偏りはない。

なお、上記報告書(令和5年第211回国会提出)によれば、令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は、87.4%(特別償却)及び86.4%(割増償却)となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、特別償却・割増償却31件ずつと、両制度ともに上位10社で適用件数の3分の1を占めており、比例して上位10社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数52件中、上位10社の適用額は63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。

4年度以降、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上位10社の適用額の割合

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

		<p>は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくなるものと推測される。 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。</p>									
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○根拠条文：租特法第45条第3項の表中第1号 ○適用件数：31件（令和3年度） ○適用額：127,179千円（令和3年度）</p> <p>※改正前租特法に基づく特別償却 ①根拠条文：令和3年改正前の租特法第45条第1項の表中第1号、同法第68条の27第1項 ②適用件数：31件（単体：28件、連結3件） ③適用総額：901,187千円（単体：711,266千円、連結：189,921千円）</p>									
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<table border="1" data-bbox="563 723 1013 1025"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果があった。</p> <p>また、過疎室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。</p> <p>さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。</p>	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R2	281人	R3	352人	R4	202人	
年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）										
R2	281人										
R3	352人										
R4	202人										
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする。 ②本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p>									
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<table border="1" data-bbox="563 1700 1441 1951"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標に達していない理由 【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】</p>	年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人
年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）									
R3	▲0.68%	352人									
R4	▲0.45%	202人									

令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことによるものと考えられる。

・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数

年度	海外からの転入(A)	海外への転出(B)	(A)-(B)
R2	15,340人	11,371人	+3,969人
R3	7,503人	10,046人	▲2,543人
R4	33,336人	15,886人	+17,450人

※算出根拠：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数（国外）」及び「住民票消除数-転出者数（国外）」より算出。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】
令和4年度（202人）について前回要望時の目標（222人）を達成していないが、主な原因としては、20人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。

これまでの
要望経緯

昭和45年創設
平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加
平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。
平成17年度：適用期限の2年延長
平成19年度：適用期限の2年延長
平成21年度：適用期限の1年延長
平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。
平成23年度：適用期限の2年延長
平成25年度：適用期限の2年延長
平成27年度：適用期限の2年延長
平成29年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
平成31年度：適用期限の2年延長
令和3年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省経営局金融調整課

林野庁企画課

水産庁水産経営課

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置		
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項・第2項）		
要望の内	<p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>		
		<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>— 百万円</p> <p>（ — 百万円）</p> <p>（ — 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、株式会社日本政策金融公庫等が実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行うことで、農林漁業者の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の農林漁業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展、5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化、⑳林業の持続的かつ健全な発展、㉓水産業の成長産業化の実現</p>
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該農林漁業者の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りの支援に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和5年度における予算現額は、下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業：3,337百万円 ・農業信用保証保険支援総合事業：156百万円 ・林業施設整備等利子助成事業：244百万円 ・林業信用保証事業：33百万円 ・漁業経営基盤強化金融支援事業：265百万円 ・漁業者保証円滑化対策事業：290百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行っている。
要望の措置の妥当性		当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別な貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の負担の軽減等を図る目的で、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。</p> <p>令和3年度税制改正において、当初、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長。</p> <p>その後、令和4年度税制改正、令和5年度税制改正において、コロナ特別貸付けの取扱期間が都度、延長されたことに併せて、現在は令和6年3月末まで延長。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課）

項目名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設								
税目	法人税								
要望の内容	<p>我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。</p> <table border="1" data-bbox="874 676 1476 846"> <tr> <td data-bbox="874 676 1193 719">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1193 676 1476 719">精査中 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 719 1193 761">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1193 719 1476 761">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 761 1193 846">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1193 761 1476 846">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	精査中 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	精査中 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。</p> <p>実際、諸外国では2000年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、その知財を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、すなわち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制が導入されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。</p> <p>各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、我が国でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。このため、我が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装を後押しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。</p>								

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑪イノベーション創出・技術開発の推進</p> <p>■経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>（1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化</p> <p>（略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。</p> <p>■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み</p> <p>（3）横断的環境整備</p> <p>①イノベーション環境・インフラの整備</p> <p>利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。</p> <p>■統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）</p> <p>第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション）</p> <p>2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸</p> <p>（3）イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大</p> <p>（資金循環の活性化による研究開発投資の拡大）</p> <p>知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	---

		産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。
	政策の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期間の定めなし。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	本制度の措置により、民間企業による研究開発成果の事業化・社会実装の促進が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10%増加させる効果が示されている。</p> <p>我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコルフットイングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。</p> <p>現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。</p> <p>イノベーションボックスを導入し国際的イコルフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—